	数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	でをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ・ロ　（略）
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際 法律 経済 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境 教養	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） (3)　教養の区分試験にあっては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、試験年度の四月一日における年齢が十九歳又は二十歳の者
（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

	数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	験年度」という。）の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ・ロ　（略）
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）	政治・国際 法律 経済 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境 教養	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） (3)　教養の区分試験にあっては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、試験年度の四月一日における年齢が二十歳の者
（略）	（略）	（略）